

横浜市立大学における内部質保証に関する基本方針

令和8年4月1日制定

横浜市立大学（以下、「本学」という。）は、本学の掲げる理念や教育研究上の目的の実現のために行う内部質保証に関して、基本方針を次の通り定める。

1 内部質保証

本学における内部質保証は、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検及び評価を行い、質の保証を行うとともに、絶えず改善及び質の向上に取り組むことをいう。

(1) 点検・評価を行う項目

学校教育法第109条第1項に定める点検・評価を実施する。点検及び評価の項目は、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第1条第1項第2号並びに第1条第2項第1号に基づき、以下の通りとする。

- ① 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ② 教育研究実施組織等に関すること。
- ③ 教育課程に関すること。
- ④ 施設及び設備に関すること。
- ⑤ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ⑥ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- ⑦ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- ⑧ 財務に関すること。
- ⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- ⑩ 継続的な研究成果の創出のための環境整備
- ⑪ 学修成果の適切な把握及び評価

2 責任及び実施体制

(1) 責任者

内部質保証に関する責任者は、学長をもって充てる。

(2) 実施体制

- ① 内部質保証体制は、全学レベル、組織レベル、教職員レベルの3層の構成とし、各層が連携して内部質保証を推進する。
- ② 全学の内部質保証、全学的な視点からの自己点検評価並びに改善を推進するため、大学に教育研究自己点検評価委員会を置く。
- ③ 教育研究自己点検評価委員会の委員長は学長とする。
- ④ 別表に定める各分野の内部質保証組織に責任者を置き、責任者は、所掌する委員会等において、各分野の内部質保証を推進する。

- ⑤ 教育の内部質保証の実施方針については、別途定める。
- ⑥ 教育研究自己点検評価委員会については、別途定める。

3 手続き

- (1) 各分野の責任者は、教育研究自己点検評価委員会の指示に基づいて自己点検評価と改善案の策定を行い、その結果を教育研究自己点検評価委員会に提出する。
- (2) 教育研究自己点検評価委員会は、各分野の自己点検評価結果と改善案を取りまとめ、大学全体の自己点検評価結果と改善方針を策定する。
- (3) 学長は、各分野の責任者へ改善指示等を行う。改善事項の進捗管理は教育研究自己点検評価委員会で行う。
- (4) 学長は、必要な審議を経て最終決定および公表を行う。

5 外部評価への取り組みと活用

- (1) 内部質保証の実施にあたっては、法人評価等、認証評価、分野別評価等の第三者評価の結果を活用するとともに、必要に応じて関係者（学生、卒業生・修了生等）から意見を聴取するものとする。
- (2) 内部質保証の報告資料等は、法人評価等の学内の他の評価及び認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の際に活用する。
- (3) 活用にあたっては、法人評価は公立大学法人の業務運営の実績評価であり、大学の内部質保証や自己点検・評価は大学の教育研究等の質向上・質保証を目的としていることを踏まえ、適切に扱うこととする。

6 方針の確認及び見直し

本方針に基づく内部質保証の有効性や効率性を確認し、必要に応じて、本方針の見直しを行う。

別表

内部質保証の分野		実施組織	責任者
大項目	小項目		
教育	教育プログラム	学部・研究科	学部長・研究科長
	共通教養	共通教養運営会議	共通教養長
	領域横断型プログラム	各プログラムの管理部会	管理部会長
	リカレント教育プログラム	各リカレント教育プログラムを実施する研究科	研究科長
学生受入		学部・研究科	学部長・研究科長
		アドミッションズセンター	アドミッションズセンター長
学生支援	学生生活	学生生活保健協議会	学生生活保健協議会委員長
	キャリア	キャリア支援センター	キャリア支援センター長
	保健・バリアフリー	保健管理センター	保健管理センター長
国際化	教育	グローバル教育推進委員会	グローバル教育推進委員会委員長
研究	研究・産学連携	研究・産学連携推進センター	研究・産学連携推進センター長
社会連携		社会連携センター	社会連携センター長
学術情報		学術情報センター	学術情報センター長
管理運営	人事・施設・財務	総務部	部長